

長柄町公告第 4 号

人・農地問題解決推進事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産省事務次官依命通知、以下実施要綱という。）に基づき、次の地区の人・農地プランの見直し及び更新を実施したので、実施要綱別記1の第2の1の（4）に基づき、次により縦覧に供する。

平成28年3月25日

長柄町長 清田 勝利



1. 見直し及び更新を行った人・農地プラン
長柄町全域

2. 人・農地プランの縦覧期間
平成28年3月25日以降、常時備えおいてあります。

3. 縦覧場所
長柄町役場 事業課 産業振興班